

【学校のいじめに対する基本認識】

本校の教育目標「気づき、考え、よく動く児童の育成」の実現のためには、児童が安心して生活できる環境づくり、いじめを生まない風土づくりが不可欠である。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このため、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、問題を早期に発見し解消する必要がある。

【いじめ防止対策委員会】

【校内いじめ対策チーム】

校長、教頭、生徒指導主事
教務主任、学級担任
養護教諭、
特別支援教育コーディネーター
人権・同和教育主任

【学校運営協議会委員】

PTA、区長、分館長、老人クラブ代表、民生
児童委員、保護司、補導員、警察協助手代表、
安全協会拝志支部支部長等

【関係機関】

東温市教育委員会
東温市補導センター、警察署
愛媛県福祉総合支援センター
教育支援教室（ひだまり）
医療機関
スクールガードリーダー
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー等

【いじめ防止対策】

- ① 各教科等の学習、学校行事等、全教育活動を通して、児童の人権感覚を育むとともに、児童の自尊感情を高める。
その際、特に次のことに留意する。
- ・「いじめは決して許されない」ことの理解促進
 - ・思いやりの心をもって関わり合える集団づくり
 - ・ルールやマナーを守って生活することができる社会性の育成
 - ・一人一人が活躍し、「分かった」「できた」と思える授業づくり
- ② 校内研修の一層の充実により、教職員個々のいじめの対応等に係る資質・能力を向上させる。
- ③ 本校いじめ防止基本方針を広く周知するとともに、PTA やスクールカウンセラー、関係機関等といじめ問題について協議する場を設定するなど、いじめの防止等に向けた地域ぐるみの取組を推進する。

【いじめ防止対策年間計画】

月	研修等	調査等	PTA 等との連携	年間を通じた対策							
4	児童理解の校内研修・児童部会	学校を楽しくする調査 (毎月)	PTA 総会・家庭訪問 学校運営協議会	学校を楽しくする調査	異年齢集団活動	児童会活動・特別活動	人権・道徳教育の充実	特別支援教育の充実	学校だより・学級だよりでの啓発	ホームページでの啓発	児童部会
5	児童部会	異年齢集団活動 (毎月)									
6	児童部会		学校運営協議会 (子どもの未来を語る会)								
7	教育相談・児童部会		個別懇談								
8	いじめに関する校内研修										
9	児童理解のための校内研修 (児童部会)	SOS の出し方教育	特別支援教育巡回相談								
10	児童部会										
11	人権参観日 児童部会	なかま集会 情報モラル教室									
12	教育相談・児童部会		学校運営協議会 (子どもの未来を語る会) 個別懇談								
1	児童部会		学校運営協議会								
2	児童部会										
3	進級時の情報の引継・児童部会		学校運営協議会								

【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、その日のうちに情報を共有・蓄積する。（未解決の案件は、関係者が参集し、情報共有及び対応検討する。）
- ② 定期的にいじめに関するアンケート（学校を楽しくする調査）を実施するとともに、個別面談等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 校内の相談体制及び学校以外の相談窓口について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

